

西宮市立中央病院危機管理委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院内における防災又は危機管理意識の向上を図るため、西宮市立中央病院危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その構成及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、前条の目的を達成するため、次のとおりとする。

- (1) 病院の各部、科、課等（以下「各課等」という。）の事務分掌や所管業務（行事・イベントを含む。）において、想定される危険性や緊急事態を抽出し、その安全対策のため危機管理マニュアルを作成する。
- (2) 病院の各課等の所管する危機管理マニュアル（災害に係る職員行動マニュアル、その他マニュアルを含む。）を検証の上、必要に応じてその見直しを行う。
- (3) 病院において発生した危機事案について報告し、情報共有すると共に、対応についての検証等を行う。
- (4) 院内の各課等が所管する業務において、想定される緊急事態に対し迅速かつ的確に対応するため、初動対応等の図上訓練（シミュレーション）を実施する。
- (5) 病院職員の防災あるいは危機管理意識を向上させるために必要な研修等を実施する。
- (6) その他病院の各課等が所管する業務における危機管理に関する事項について、調査、検討及び対策を行う。

(構成)

第3条 委員会は、院長、副院長、医療技術部長、看護部長、薬剤部長、事務局長、事務局参与、管理部長、病院改革担当部長、総務課長、人事給与課長、医事課長、経営企画課長、病院統合推進課長で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長を、副委員長は管理部長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は委員会を代表し会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は委員長の職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる

- 2 委員会は、年1回以上定例で開催するものとする。
- 3 委員会での会議内容については、報告書にまとめ、会議資料を添付して、防災・安全局に提出する。
- 4 委員長は、西宮市危機管理推進会議において、委員会の会議内容を報告する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については委員長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する

附則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程４９条による改正付則）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する

附則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する

附則
この要綱は、令和４年４月１日より実施する。